

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令要綱

第一 建築基準法施行令の一部改正

一 構造計算適合判定資格者検定の創設及び構造計算適合判定資格者の登録手数料

1 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第五条の四第三項の規定により構造計算適合判定資格者検定の受検資格として必要な実務経験と認められる業務を、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第六項に規定する構造設計の業務等とすること。

（第八条の四関係）

2 構造計算適合判定資格者検定は、建築士の設計に係る建築物の計画が法第六条の三第一項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をするために必要な知識及び経験について行うものとするほか、構造計算適合判定資格者検定の実施方法等を定めるものとすること。

（第八条の五関係）

3 構造計算適合判定資格者検定の受検手数料を三万四千円とし、受検手数料を納付した者が検定を受けなかった場合においても返還しないこと等とすること。

（第八条の六関係）

4 構造計算適合判定資格者の登録手数料を一万二千円とすること。

(第一百三十六条の二の十九関係)

5 その他所要の改正を行うものとすること。

二 特定増改築構造計算基準等

1 特定増改築構造計算基準を、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従つた構造計算で、法第二十条第一項第二号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有することとすること。

(第九条の二関係)

2 確認審査が比較的容易にできる特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準を、令第八十一条第二項第二号イに掲げる構造計算で、法第二十条第一項第二号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することとすること。

(第九条の三関係)

三 別の建築物とみなすことができる部分

法第二十条第一項に規定する基準の適用上別の建築物とみなすことができる部分を、建築物の二以上

の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合における当該建築物の部分とすること。

（第三十六条の四関係）

四 大規模の建築物の壁等の性能に関する技術的基準

壁等の性能に関する技術的基準を、次に掲げるものとすること。

（第一百九条の五関係）

- 1 通常の火災による火熱が火災継続予測時間（建築物の構造、建築設備及び用途に応じて火災が継続することが予測される時間をいう。以下四において同じ。）加えられた場合に、構造耐力上支障のある損傷を生じないものであること。
- 2 通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該加熱面以外の面（防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。
- 3 通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。
- 4 通常の火災による当該壁等以外の建築物の部分の倒壊によつて生ずる応力が伝えられた場合に、倒

壊しないものであること。

- 5 通常の火災時において、当該壁等で区画された部分（当該壁等の部分を除く。）から屋外に出た火炎による当該壁等で区画された他の部分（当該壁等の部分を除く。）への延焼を有効に防止できるものであること。

五 特殊建築物の主要構造部及び防火設備の性能に関する技術的基準等

- 1 主要構造部の性能に関する技術的基準を、次のいずれかに掲げるものとすること。

（第百十条関係）

イ 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定避難時間（特殊建築物の構造、建築設備及び用途に応じて当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでに要する時間をいう。）次に掲げる要件を満たすものであること。

- (1) 構造耐力上支障のある損傷を生じないものであること。
- (2) 当該加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。
- (3) 屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

口 令第百七条各号又は令第百八条の三第一項第一号イ及びロに掲げる基準に適合するものとすること。

2 延焼するおそれがある外壁の開口部を、次に掲げるものとすること。

（第一百十条の二関係）

イ 延焼のある部分であるもの（法第八十六条の四第一項各号のいずれかに該当する建築物の外壁の開口部を除く。）

ロ 他の外壁の開口部から通常の火災時における火炎が到達するおそれがあるものとして国土交通大臣が定めるもの（イに掲げるものを除く。）

3 特殊建築物の防火設備の遮炎性能に関する技術的基準を、防火設備に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）に火炎を出さないものであるものとすること。

（第一百十条の三関係）

八 建築物の移転に係る規制の見直し

既存不適格建築物のまま移転ができる範囲を、次に掲げるものとすること。

（第一百三十七条の十六関係）

1 移転が同一敷地内におけるものであること。

2 移転が交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないと特定行政
庁が認めるものであること。

九 その他

その他所要の改正を行うものとすること。

第二 関係政令の一部改正

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方自治法施行令その他の政令について所要の改正を行いうるものとすること。

第三 その他

- 1 この政令は、平成二十七年六月一日から施行するものとすること。
- 2 所要の経過措置を定めるものとすること。